

江戸川区公共工事の前払金取扱要綱

(通則)

第1条 江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号。以下「規則」という。）による公共工事の前払金に関する事務の取扱いについて必要な事項を定める。

(前払金の対象)

第2条 規則第50条第1項に規定する前払金の対象は、土木、建築及び設備等の工事並びにこれらの工事に係る設計、調査、測量及び監理委託（以下「工事等」という。）とする。

(前払金の率)

第3条 規則第50条第1項に規定する前払金の率は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 土木、建築及び設備等の工事 4割
- (2) 前号の工事に係る設計、調査、測量及び監理委託 3割

(前払金の最高限度額)

第4条 前払金の最高限度額は、契約金額に前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とし、十万円未満の端数は切り捨てる。

(前払金の制限)

第5条 第2条により前払金の対象とされる工事等であっても次に掲げるものについては、前払金を支払わない。ただし、工事等を主管する部長が特に必要と認める場合は前払金の全部又は一部を支払うことができる。

- (1) 契約金額が百三十万円未満の工事等
- (2) 工事材料を支給する土木、建築及び設備等の工事で契約金額に支給材の額を加えた額の4割以上の材料を支給するもの

2 前項に定める場合のほか工事等を主管する部長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金の端数処理)

第6条 前払金に十万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前払金の対象及び率等の明示)

第7条 前払金の対象とされる工事等及び前払金の率等については、入札条件又は見積り条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前払金の請求)

第8条 前払金の請求は、契約締結後契約の相手方が保証事業会社と締結した保証契約の証書及び区が承認した保証人による工事完成保証書を区に提出させたうえで、

行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事等の着手時期を別に指定する場合その他工事等を主管する部長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

3 前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)

第9条 規則第50条第3項の規定により前払金を追加払し、又は返還させる場合における前払金の額は次の各号に定めるところによるものとする。ただし、前払金を追加払する場合において、前払金の合計額は、第4条に規定する最高限度額を超えることができないものとする。

(1) 契約金額を増額した場合 増額後の契約金額について第3条の規定に基づき算定した額から支払済みの前払金の額を差し引いた額

(2) 契約金額を減額した場合 支払済みの前払金の額から減額後の契約金額について第3条に基づき算定した額を差し引いた額

2 規則第50条第3項の規定により前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、第11条により保証契約変更後の保証証書を区に提出させようとして契約の相手方の請求により行うものとする。

3 規則第50条第3項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から工事等を主管する部長が指定する日までに当該前払金を返還させるものとする。この場合において契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）（以下「法定利率」という。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収するものとする。

4 規則第50条第3項に規定する場合において、残工期が30日未満のときその他工事等を主管する部長が必要ないと認めるときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第10条 規則第50条第3項の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

2 既定の工期が延長された場合には区が保証契約を変更させる必要がないと認めた場合を除き前項と同様とする。

3 規則第50条第3項の規定により前払金を返還させる場合及び既定の工期が短縮された場合において契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書

を区に提出させるものとする。

(前払金を支払った場合の部分払の限度額)

第 11 条 前払金を支払った工事等について部分払をするときは、規則第 5 1 条第 3 項の規定に基づき次により計算して得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払金額} \leq \text{既済部分の代価} \times \frac{9}{10} - \text{前払金額} \times \frac{\text{既済部分の代価}}{\text{契約金額}}$$

(前払金の使途制限)

第 12 条 前払金は、当該前払金に係る工事等に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(前払金の返還)

第 13 条 規則第 5 0 条第 4 項第 1 号及び第 4 号の規定により前払金を返還させる場合は、既に支払われた前払金を直ちに返還させなければならない。

2 規則第 5 0 条第 4 項第 2 号及び第 3 号の規定により前払金を返還させる場合において、当該工事等の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額から、その既済部分の代価に相当する額を差引いた額を、区の指定する日までに返還させるものとする。

3 第 1 項により前払金を返還させる場合には、前払金の支払日から返還の日までの日数に応じ、又は、第 2 項により前払金を返還させる場合には、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、それぞれ未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）（以下「法定利率」という。）を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収するものとする。

(2 年度以上にわたる工事等の前払金)

第 14 条 2 年度以上にわたる工事等であっても、前払金は契約金額について第 3 条に基づき算定した額を支払うものとする。この場合において、既に支払った前払金の額が年度末における当該工事等の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は支払済額として整理するものとする

2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰越される工事等に係る前払金について適用する。

(債務負担行為を伴う工事等の特例)

第 15 条 債務負担行為を伴う工事等であるため第 5 条第 2 項により前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において工事等を主管する部長が必要と認

めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。

付 則

この要綱は、昭和49年7月20日から適用する。

付 則（平成22年4月1日改正）

この要綱の改正は、平成22年4月1日以降に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

改正経過	昭和55年	05月	15日
	昭和60年	4月	1日
	平成8年	3月	1日
	平成10年	7月	24日
	平成11年	12月	1日
	平成19年	4月	1日
	平成20年	4月	1日
	平成21年	4月	1日
	平成22年	4月	1日